6　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第五十六条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第五十七条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　略］

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　略］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第五十七条の二　法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

（定期事業者検査の報告）

第五十七条の三　法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二　原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

5　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

［項を加える。］

（定期事業者検査の実施）

第五十六条　定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

［一・二　同上］

三　各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　特定発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　特定発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　特定発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、十三月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、施設定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第二項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

［項を加える。］

（定期事業者検査の記録）

第五十七条　［同上］

［一～八　同上］

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　同上］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］